

国立大学法人ガバナンス・コードにかかる適合状況等に関する報告書(令和5年度)

作成日 2023/7/20

最終更新日 2023/7/20

記載事項	更新の有無	記載欄
情報基準日	更新あり	令和5年7月20日
国立大学法人名		国立大学法人茨城大学
法人の長の氏名		太田寛行
問い合わせ先		総務部総務課法規係(TEL:029-228-8009、E-MAIL:iba-houki@ml.ibaraki.ac.jp)
URL		https://www.ibaraki.ac.jp/disclosure/govcode/index.html

【本報告書に関する経営協議会及び監事等の確認状況】

記載事項	更新の有無	記載欄
経営協議会による確認		<p>令和5年度第2回経営協議会（令和5年6月20日開催）において説明及び意見聴取を行った。</p> <p>適合状況について特段の意見は無いことが確認された。</p>
監事による確認	更新あり	<p>令和5年6月9日から16日までの期間に各監事に対し、ガバナンス・コードの適合状況について対面及びメールにて説明及び意見聴取を行った。監事からの意見は、次のとおり。</p> <p>【意見】</p> <p>内部統制の仕組みの整備と運用体制の公表（原則4-2）について、教育学部附属小学校におけるいじめ重大事態への対応を踏まえ、本学全体として、改めて内部統制システムが適切に機能しているか点検するとともに、役職員への定期的な周知や研修の実施、モニタリングや必要な情報が確実に伝達される体制の整備など、内部統制の充実強化に取り組む必要がある。</p> <p>【対応】</p> <p>いじめ重大事態への対応に関して、早急なガバナンス強化を図るために、アクションプラン⑧【附属学校園改革の推進】において年度計画等を新たに策定し、進捗のモニタリングを実施することとした。</p> <p>また、本学の内部統制システムに関して、本年度中に関連する規則や体制の状況の点検を行い、その改善や充実強化について検討を行う。</p>
その他の方法による確認		-

【国立大学法人ガバナンス・コードの実施状況】		
記載事項	更新の有無	記載欄
ガバナンス・コードの各原則の実施状況		当法人は、各原則をすべて実施しています。
ガバナンス・コードの各原則を実施しない理由又は今後の実施予定等	更新あり	—

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	更新の有無	記載欄
原則1-1 ビジョン、目標及び戦略を実現するための道筋		<p>茨城大学憲章等の精神に則り、自律的でレジリエントな地域社会の実現に向けて、①世界の俯瞰的理解と多様な専門分野の知の追求、②多様な主体を結びつける結節点としての機能強化、③持続可能な環境づくりのための先進的行動の展開を実行するため、4つのビジョン及び12のアクションからなる「イバダイ・ビジョン2030」を策定し、大学が目指すべき姿を定めている。</p> <p>また、本ビジョンの策定に当たっては、教職員、学生及び学外のステークホルダーから意見を聴取している。なお、本ビジョン及びアクションは、進捗や社会的意義を検証し、ステークホルダーとの真摯な議論によって、逐次ブラッシュアップしていく。</p> <p>加えて、本ビジョンの実現に向けた中期的な計画を第4期中期目標・中期計画のほかに「アクションプラン」として定め、その実現に向けて取組みを進めている。</p> <p>【4つのビジョン】</p> <p>1. 教育 多様な構成員から成るキャンパスにおいて、社会変化に柔軟に対応できる、学修者本位の学びにより成長を実感できる教育の追求</p> <p>2. 研究 研究力の強化と「知」の好循環の確立による持続可能な社会の構築への寄与</p> <p>3. 地域連携・グローバル化 地域と世界の結節点となり、市民と連携した活力ある地域社会の形成</p> <p>4. 大学運営 強固で柔軟な経営基盤の確立、社会から信頼される大学運営、教職員の活躍・成長</p> <p>○イバダイ・ビジョン2030 https://www.ibaraki.ac.jp/generalinfo/vision/index.html</p> <p>○イバダイ・ビジョン2030と第4期中期計画及びアクションプラン https://www.ibaraki.ac.jp/uploads/vision_4thplan_action.pdf</p>

<p>補充原則 1 - 2 ④ 目標・戦略の進捗状況と検証結果及びそれを基に改善に反映させた結果等</p>		<p>目標・戦略の進捗状況、その検証結果、それに基づく改善や取組を強化した事項について、自己点検評価書等に記載し、次のとおり公表している。</p> <p>また、内部質保証委員会が法人評価や認証評価の評価結果等について、改善・向上させるための戦略策定等を審議し、法人経営の継続的な質的向上につなげる体制を整備している。</p> <p>○自己点検評価書 https://www.ibaraki.ac.jp/disclosure/corporate/inspection/</p> <p>○業務実績報告書 https://www.ibaraki.ac.jp/disclosure/corporate/business/</p> <p>○国立大学法人評価委員会の評価結果 https://www.ibaraki.ac.jp/disclosure/corporate/inspection/</p> <p>○大学機関別認証評価自己評価書及び評価報告者 https://www.ibaraki.ac.jp/disclosure/corporate/inspection/</p> <p>○経営協議会（学外委員）からの意見を法人運営の改善に活用した取組等 https://www.ibaraki.ac.jp/disclosure/management/</p>
<p>補充原則 1 - 3 ⑥（１） 経営及び教学運営双方に係る各組織等の権限と責任の体制</p>		<p>国立大学法人茨城大学組織規則の規定に基づき、経営協議会及び教育研究評議会を設置し、経営に関する重要事項は経営協議会で、教学運営に関する重要事項は教育研究評議会で審議した後、役員会の審議を経て、学長が決定する体制としている。</p> <p>○国立大学法人茨城大学組織規則 http://houki.admb.ibaraki.ac.jp/act/frame/frame110000001.htm</p> <p>○国立大学法人茨城大学経営協議会規則 http://houki.admb.ibaraki.ac.jp/act/frame/frame110000003.htm</p> <p>○国立大学法人茨城大学教育研究評議会規則 http://houki.admb.ibaraki.ac.jp/act/frame/frame110000004.htm</p>

<p>補充原則 1 - 3 ⑥ (2) 教員・職員の適切な年齢構成の実現、性別・国際性・障がいの有無等の観点でのダイバーシティの確保等を含めた総合的な人事方針</p>		<p>第3期中期目標期間においては、「全学人事基本方針」により、採用、昇進、人件費配分及び定員管理を行ってきたが、第4期中期目標期間は、経営刷新基本方針の内容を踏まえ、イバダイ・ビジョン2030の実現に向けた強固で柔軟な経営基盤の確立、社会から信頼される大学運営及び教職員の活躍・成長できる組織を目指し、次の目標値を含んだ「第4期中期目標期間における全学人事基本方針」を策定している。</p> <p>○目標値 若手教員比率 60% (採用者に占める割合) 女性教員比率 20% 外国人教員比率 5% 職位バランスの適正化 教授40%：准教授40%講師、助教20%</p> <p>○第4期中期目標期間中の全学人事基本方針 https://www.ibaraki.ac.jp/disclosure/corporate/organization/</p>
<p>補充原則 1 - 3 ⑥ (3) 自らの価値を最大化するべく行う活動のために必要な支出額を勘案し、その支出を賄える収入の見通しを含めた中期的な財務計画</p>		<p>第4期中期計画期間における中期的な財務計画として「経営刷新基本方針」を策定し、堅牢かつ柔軟な経営基盤の確立、大学全体の活性化の両立を令和9年度までに確立するため、次の基本方針を定めている。</p> <p>①財政構造の安定化と余力の確立 ②新たな投資を着実に実施し教育・研究活動の活性化 ③教職員の処遇改善・モチベーションの向上</p> <p>○経営刷新基本方針 https://www.ibaraki.ac.jp/disclosure/corporate/financial/index.html</p>
<p>補充原則 1 - 3 ⑥ (4) 及び補充原則 4 - 1 ③ 教育研究の費用及び成果等 (法人の活動状況や資金の使用状況等)</p>		<p>本学の財務活動状況については、貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書等を記載した「財務諸表」及び財務データ等と関連付けた教育研究事業の実施状況等を記載した「事業報告書」を公表している。また、資金の用途目的や規模等についての計画を示した「予算書」を公表している。</p> <p>加えて、コストの見える化、教育研究活動の成果、本学を構成する学部・附属施設ごとに、費用、収益、資産等の財務情報を「財務レポート」として分かりやすくまとめ公表している。</p> <p>○財務諸表 ○国立大学法人茨城大学事業報告書 ○予算 ○財務レポート https://www.ibaraki.ac.jp/disclosure/corporate/financial/</p>

<p>補充原則 1 - 4 ② 法人経営を担いうる人材を計画的に育成するための方針</p>		<p>法人経営を担い得る人材を計画的に育成するための方針として「国立大学法人茨城大学における法人経営人材の確保・育成方針」を策定し、当該方針に基づき次代の経営人材の育成を行っている。</p> <p>具体的には、適任者を学長を補佐する学長特別補佐のポストへ登用し法人経営の一端を担わせたり、国立大学協会等が実施する階層別事務研修や実践セミナーに積極的に参加させている。</p> <p>○国立大学法人茨城大学における法人経営人材の確保・育成方針 https://www.ibaraki.ac.jp/disclosure/corporate/organization/</p>
<p>原則 2 - 1 - 3 理事や副学長等の法人の長を補佐するための人材の責任・権限等</p>	<p>更新あり</p>	<p>理事及び副学長については、所掌する分野（教育、学術・企画・評価、総務・財務、社会連携・基金運営、ダイバーシティ・国際・SDGs、研究・産学官連携、教育改革、大学院改革・広域連携、情報・DX）を定め、さらに、特定の事項（ダイバーシティ推進、広報・学内コミュニケーション、SDGs推進、社会連携、グローバル教育連携、新教育組織設置、教学マネジメント体制整備）について学長を補佐するため学長特別補佐を置き、適任者を選任することにより、学長の意思決定や業務執行をサポートしている。</p> <p>各補佐人材の責任・権限等は、国立大学法人茨城大学組織規則及び国立大学法人茨城大学の理事等の職務等に関する内規を定め、公表している。</p> <p>○国立大学法人茨城大学組織規則第5条(役員)、第11条(副学長)及び第11条の2(学長特別補佐) http://houki.admb.ibaraki.ac.jp/act/frame/frame110000001.htm</p> <p>○国立大学法人茨城大学の理事等の職務等に関する内規 http://houki.admb.ibaraki.ac.jp/act/frame/frame110000662.htm</p>

<p>原則 2 - 2 - 1 役員会の議事録</p>		<p>役員会の目的については、国立大学法人茨城大学役員会規則において「役員会は、国立大学法人法第11条第2項の規定に基づき、国立大学法人茨城大学の重要事項について、学長の決定に先立ち審議することを目的とする。」と定めている。また、月1回の定例役員会及び必要に応じて臨時役員会を開催することにより迅速な審議を行うとともに、議事録を速やかに公表している。</p> <p>また、重要事項については、学長を議長とし理事等を構成員に含めた運営懇談会や大学執行部会議において十分に討議を行った上で、教育研究評議会等の法定会議体において役員と部局長等が審議し、役員会に付議している。</p> <p>○国立大学法人茨城大学役員会規則 http://houki.admb.ibaraki.ac.jp/act/frame/frame110000002.htm</p> <p>○諸会議議事要録（役員会） https://www.ibaraki.ac.jp/disclosure/proceedings/</p>
<p>原則 2 - 3 - 2 外部の経験を有する人材を求める観点及び登用の状況</p>		<p>学長を補佐する理事、副学長、学長特別補佐の16名のうち、外部から女性の非常勤理事1名をダイバーシティ・国際・SDGs担当として招聘し、学長特別補佐7名中4名の女性教員を任命している。なお、教職員のダイバーシティ確保の取組としては、外国人・女性採用のインセンティブ制度の確立、ライフイベント研究支援員の配置、女性エンパワーメント研究支援制度、研究復帰支援制度の実施、女性教員採用のための女性限定公募の実施、学長リーダーシップ枠による人事ポイント配付、障害者雇用に係る県立特別支援学校学生（障害者）のインターンシップ受入れ及び採用等を行っている。</p> <p>○役職員 https://www.ibaraki.ac.jp/generalinfo/organization/executive/</p>

<p>補充原則 3 - 1 - 1 ① 経営協議会の外部委員に係る選考方針及び外部委員が役割を果たすための運営方法の工夫</p>		<p>学外委員の選任に当たっては、その選考方針を「国立大学法人茨城大学経営協議会規則」において「職員以外の者で大学に関し広くかつ高い識見を有するもの」と定め、教育、研究、経営、国際、自治体等といった多様な分野から満遍なく選出し、当該委員を通し、大学に期待する事項を把握し法人経営に生かしている。その運営に当たっては、法定の審議事項とは別に討議事項を設け、大学の状況や課題について情報を共有し多角的に意見を募るなどの運営上の工夫を行っている。</p> <p>○国立大学法人茨城大学経営協議会規則 http://houki.admb.ibaraki.ac.jp/act/frame/frame110000003.htm</p> <p>○経営協議会（学外委員）からの意見を法人運営の改善に活用した取組等 https://www.ibaraki.ac.jp/disclosure/management/</p>
<p>補充原則 3 - 3 - 1 ① 法人の長の選考基準、選考結果、選考過程及び選考理由</p>		<p>学長に必要とされる資質・能力に関する学長選考基準を定め、所信表明会、面接及び意向聴取の結果を参考に、選考基準に沿って慎重に審議を行い、学長選考・監察会議の判断で適任者を決定している。当該基準、選考結果、選考過程及び選考理由については公表している。</p> <p>○学長選考・監察会議（基準、選考結果、選考過程及び選考理由） https://www.ibaraki.ac.jp/disclosure/presidentelection/</p>
<p>補充原則 3 - 3 - 1 ③ 法人の長の再任の可否及び再任を可能とする場合の上限設定の有無</p>	<p>更新あり</p>	<p>法人の長の任期や再任の可否等について、学長選考・監察会議の権限と責任のもと検討し、国立大学法人茨城大学組織規則第8条第1項において「学長の任期は、4年とし、再任は1回に限る。ただし、再任された場合の任期は、2年とする。」と規定し、公表している。</p> <p>当該任期は、国立大学法人法第15条第1項「学長の任期は、2年以上6年を超えない範囲内において、学長選考・監察会議の議を経て、各国立大学法人の規則で定める。」の規定の趣旨を踏まえつつ、新たに就任した学長の定めたビジョン、目標等に対する戦略、計画等の進捗状況等について適切にPDCAを行うために学長としての任期を一定の期間確保するとともに、法人として軌道修正が必要となる場合にそれを可能とするため、4年としているものである。</p> <p>また、学長の4年間の実績を踏まえた上で、学長のビジョンに基づく戦略等をさらに推進し、安定的かつ継続的に大学への期待に応え、求められる役割を果たしていくため、一度の再任を認めている。</p> <p>○国立大学法人茨城大学組織規則 http://houki.admb.ibaraki.ac.jp/act/frame/frame110000001.htm</p>

<p>原則 3 - 3 - 2 法人の長の解任を申し出るための手続き</p>		<p>茨城大学学長解任手続要領において、法人の長の解任を申し出るための手続を定め、公表している。</p> <p>○茨城大学学長解任手続要領 http://houki.admb.ibaraki.ac.jp/act/frame/frame110000875.htm</p>
<p>補充原則 3 - 3 - 3 ② 法人の長の業務執行状況に係る任期途中の評価結果</p>		<p>学長選考・監察会議において、学長の業務執行状況についての評価を、学長就任2年目以降、毎年度行っており、その結果を本人に提示している。また、今後の法人経営に向けた助言等を行うとともに、評価結果である評価書及び総合評価書を公表している。</p> <p>○学長の業績評価について https://www.ibaraki.ac.jp/disclosure/presidentelection/</p>
<p>原則 3 - 3 - 4 学長選考・監察会議の委員の選任方法・選任理由</p>		<p>学長選考・監察会議の委員は、教育研究評議会及び経営協議会において審議し、適切な人材を選任しており、その選任方法及び選任理由を公表している。</p> <p>○学長選考・監察会議委員の選任方法等の公表 https://www.ibaraki.ac.jp/disclosure/presidentelection/</p>
<p>原則 3 - 3 - 5 大学総括理事を置く場合、その検討結果に至った理由</p>		<p>学長選考・監察会議は、法人に大学総括理事を置く決定権を有するが、現在、本学に大学総括理事は置かれていない。</p>

<p>基本原則 4 及び原則 4 - 2 内部統制の仕組み、運用体制及び見直しの状況</p>		<p>コンプライアンス推進体制については、国立大学法人茨城大学コンプライアンス推進体制規程に基づき、コンプライアンス推進業務について総括する者として学長をトップに置き、コンプライアンスの推進のために必要な事項を審議・総合調整する組織としてコンプライアンス推進本部を設置し、コンプライアンスの推進について指導・監督等を行うコンプライアンス推進責任者を各部局に置き、構成員の隅々まで実効的な管理監督を図っている。</p> <p>コンプライアンス違反等の公益通報の仕組みについては、学内外に公益通報の窓口を設置しており、外部設置通報窓口は弁護士事務所に委託している。いずれの通報窓口においても、国立大学法人茨城大学における公益通報者の保護等に関する規程に則り通報者の保護を図っている。また、その他の通報相談窓口として、研究活動の不正行為・公的研究費の不正使用・ハラスメント等の個別案件に応じた通報相談窓口を設置・公開している。</p> <p>また、管理運営部門として独立した組織である監査室を設置し、監事と連携し、本学における内部統制システムを独立の立場から客観的な評価をしている。</p> <p>○国立大学法人茨城大学コンプライアンス推進体制規程 http://houki.admb.ibaraki.ac.jp/act/frame/frame110000890.htm</p> <p>○国立大学法人茨城大学における公益通報者の保護等に関する規程 http://houki.admb.ibaraki.ac.jp/act/frame/frame110000154.htm</p>
<p>原則 4 - 1 法人経営、教育・研究・社会貢献活動に係る様々な情報をわかりやすく公表する工夫</p>		<p>法令に基づく情報公開については、ホームページ上に「情報公開」というメニューを設け、網羅的に公表している。その他、法人経営、教育・研究・社会貢献活動に係る様々な情報発信にあたっては、学長の強いリーダーシップのもと迅速な意思決定と適切な情報発信ができるよう学長直轄とした広報室を中心として、広報・コミュニケーションに係る専門職を配置した上で、記者会見、新聞・テレビ・オンラインニュース等メディアへのプレスリリース、ホームページ、広報誌・刊行物、SNSなど多様なチャネルによる積極的な情報発信を行っている。</p> <p>○茨城大学ホームページ https://www.ibaraki.ac.jp/</p> <p>○情報公開 https://www.ibaraki.ac.jp/disclosure/index.html</p> <p>○広報・メディア https://www.ibaraki.ac.jp/generalinfo/pr/index.html</p>

<p>補充原則 4 - 1 ① 対象に応じた適切な内容・方法による公表の実施状況</p>	<p>更新あり</p>	<p>多様なステークホルダーに対する情報の提供にあたっては、学長直轄の広報室が中心となり、各部局との綿密な連携によって、発信する情報の内容や発信方法を最適化している。また、大学の諸活動に対する認知度や理解度の把握・検証に努め、情報の公表に係る対象、内容、方法等を適宜見直すことで、効果的・効率的な情報発信を行っている。</p> <p>○茨城大学ホームページ https://www.ibaraki.ac.jp/</p>
<p>補充原則 4 - 1 ② 学生が享受できた教育成果を示す情報</p>	<p>更新あり</p>	<p>学生が大学で身に付けることができる能力については、学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー（DP））を定め、アドミッション・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーとともに「教育ポリシー」として公表している。</p> <p>DPに定める要素を学生がどの程度身に付けたか、またそれらの能力が卒業後社会においてどのように役立っているか等の教育成果に関する情報については、リーフレット「コミットメントがみえる」において、教学データをグラフ・イラスト等でわかりやすく解説している。</p> <p>学生の進路状況については、ホームページにおいて公表している。</p> <p>○茨城大学の教育ポリシー https://www.ibaraki.ac.jp/education/policy/</p> <p>○コミットメントがみえる https://www.ibaraki.ac.jp/commit/mieru/index.html</p> <p>○進路状況 https://www.ibaraki.ac.jp/education/career/course/</p>
<p>法人のガバナンスにかかる法令等に基づく公表事項</p>		<p>■独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第22条に規定する情報</p> <p>○情報公開 https://www.ibaraki.ac.jp/disclosure/index.html</p>